

# 年5日の年次有給休暇の確実な取得

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）

整備法が公布され、これによる労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）により、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対して、年5日について、使用者の時季指定義務が定められました。

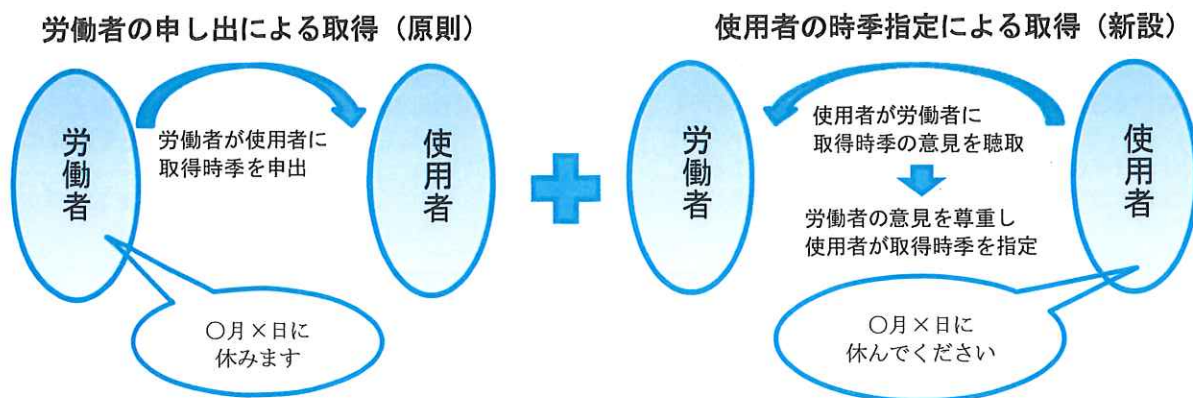
## ■年5日以上年次有給休暇の確実な取得（使用者の時季指定）

使用者は、労働基準法第39条第1項から第3項までの規定による年次有給休暇の日数が、10日以上付与される労働者に対して、5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければなりません。

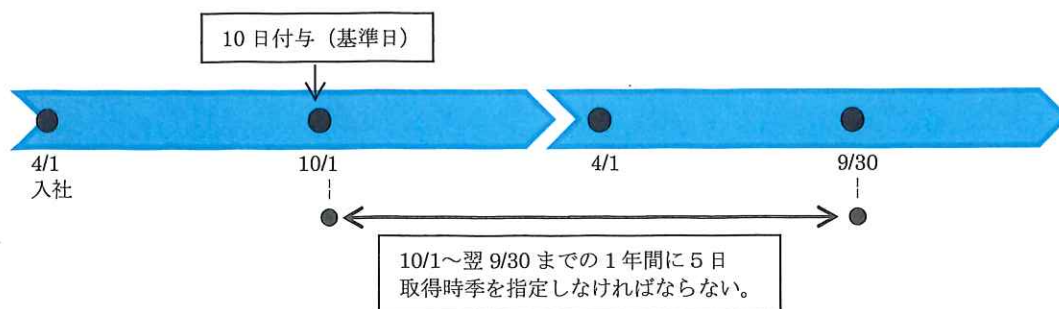
なお、使用者は、あらかじめ当該年次有給休暇を与えることを当該労働者に明らかにした上で、その時季について当該労働者の意見を聴かなければなりません。

また、年次有給休暇の時季を定めるに当たっては、できる限り聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

### 時季指定義務のポイント



[ (例) 4 / 1 入社の場合 ]



- ◆ 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
- ◆ 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆ 半日単位の有給休暇を取得した場合は、その日数分を5日から0.5日分控除することができます。（時間単位年休は控除できません。）
- ◆ 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

- (例)
- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| ➢労働者が自ら5日取得した場合        | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ➢労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ➢労働者が自ら3日取得した場合        | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ➢計画的付与で2日取得した場合        | ⇒ 使用者は3日を時季指定 |



- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、年次有給休暇管理簿（\*）を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。  
（\*時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類）

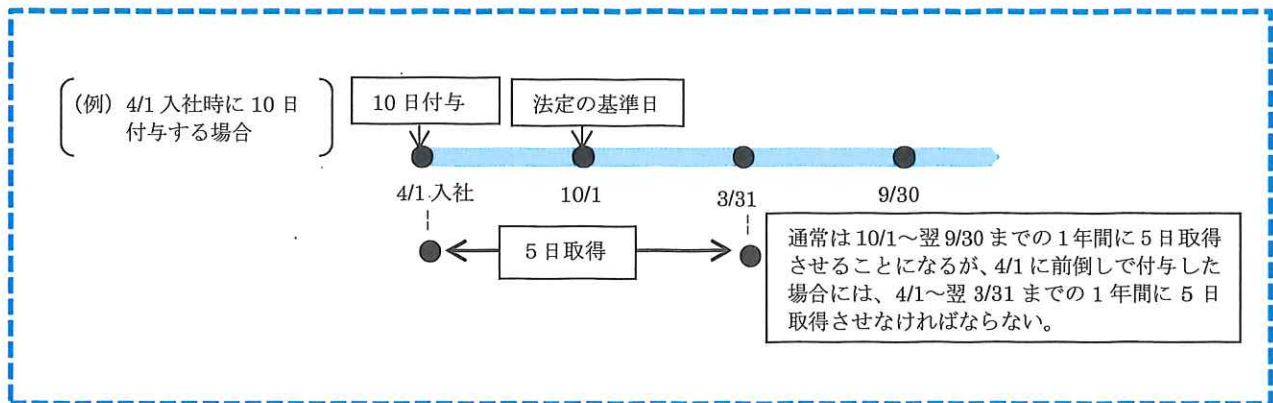
**法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に年次有給休暇を付与する場合などの時季指定義務の取扱い**

※ 法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いとなります。

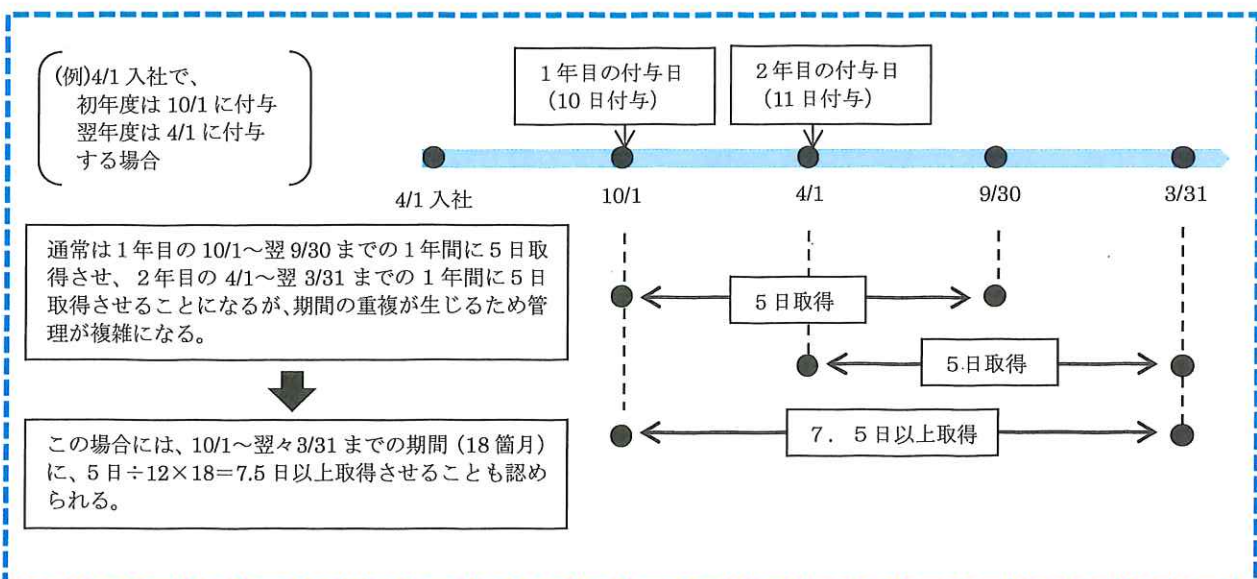
**① 法定の基準日（雇入れの日から半年後）より前に10日以上年次有給休暇を付与する場合**

⇒使用者は付与した日から1年以内に5日指定して取得させなければなりません。

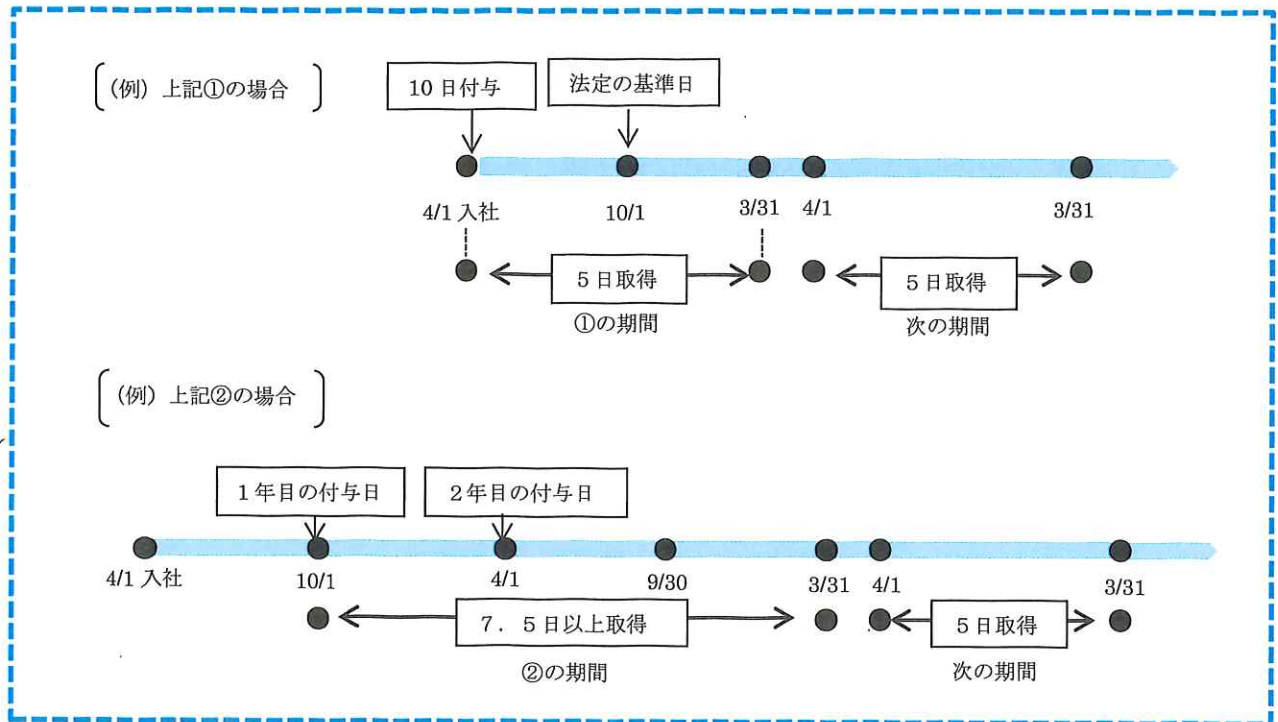


**② 入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合（全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など）**

⇒重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間（前の期間の始期から後の期間の終期までの期間）の長さに応じた日数（比例按分した日数）を、当該期間に取得させることも認められます。

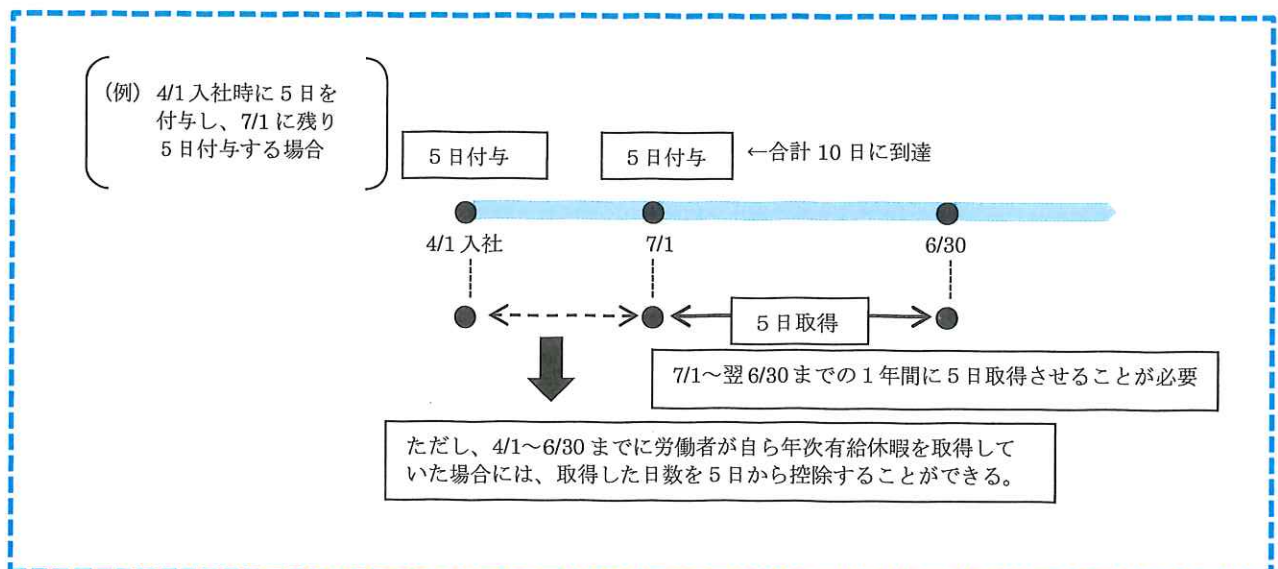


③ 前記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日から1年間に5日の指定義務がかかります。



④ 10日のうち一部を法定の基準日より前倒しで付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合

⇒分割して前倒しで付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒しで付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。



使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、「休暇」として就業規則に記載しなければなりません。